

令和3年分の確定申告の取組について

(報道発表資料)

[連絡先]

広島国税局 電話 082-221-9211

個人課税課 課長補佐 岡本 慎也 (内線 3692)

国税広報広聴室 室長補佐 池田 孝行 (内線 3797)

目 次

自宅からの e-Tax について.....	1
ご自宅からの e-Tax 申告のご案内	2
ネットで e-Tax スマートフォンから	4
令和 3 年分確定申告からさらに広がる自動入力	6
国税庁ホームページでの所得税等の申告書作成・e-Tax がますます便利に	8
株式・配当の特定口座での取引を確定申告される方へ.....	12
令和 3 年分確定申告における感染症対策について.....	14
確定申告会場への来場を検討されている方へ	15
令和 3 年中に入居した方の住宅ローン控除について.....	17
副収入の申告漏れにご注意ください.....	19
チャットボットによる税務相談について	20
令和 3 年分確定申告の受付期間等.....	22
キャッシュレス納付のご案内	24

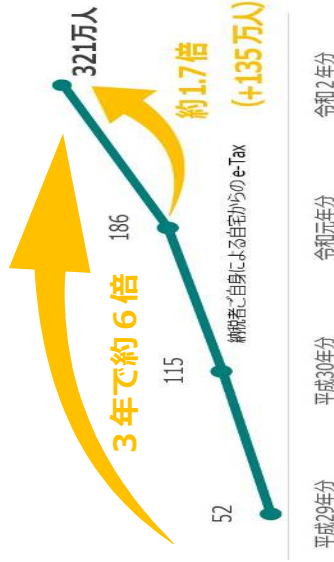
自宅からのe-Taxについて

国税庁では自宅からのe-Taxを多くの方々にご利用いただけるよう従来以上に強く呼び掛けています。

- ・感染拡大を防止する上で、外出を要しない自宅からのe-Taxは最も有効な感染防止策です。
- ・**令和4年1月からは、スマホやマイナンバーカードを利用したe-Taxがさらに便利になります。**
- ・特にマイナンバーカードを利用したe-Taxは自動計算・自動入力ができるように便利です。未取得の方は早めの申請を！

確定申告は自宅からのe-Taxがスタンダードに

《自宅から納税者ご自身によりe-Taxで申告書を提出した方の数の推移》



既に**80%**以上の方が、**確定申告会場**に来場せず**に**確定申告しています。

スマホが便利！

申告は国税庁ホームページから

確定申告書等作成コーナーなら
自宅でいつでも申告！

書き方や
計算が分からない・・・

自動計算

入力がめんどう・・・

自動入力

会社が休めない・・・
人混みを避けたい・・・

自宅から

パソコンやスマホをお持ちの方は
作成コーナーで申告してください！！

令和4年1月からは・・・



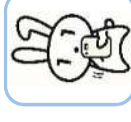
スマホ申告の対象範囲が増えます



給与の源泉徴収票を
スマホで撮影・自動入力



パソコンとスマホでe-Tax!
マイナンバーカードをスマホで読み取り



マイナンバーカードからデータ取得
(自動入力・自動計算)

今後、自動入力対象を
さらに拡大予定！

ご自宅からのe-Tax申告のご案内

申告書の作成・送信は
国税庁ホームページ から



確定申告



確定申告書等作成コーナーなら
自宅でいつでも申告♪

書き方や計算が分からない…



入力がめんどろ…



会社が休めない…



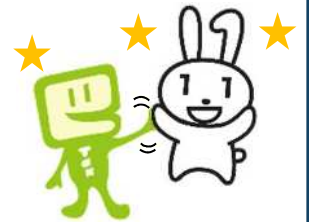
自動計算

画面の案内に沿って入力
すれば税額まで自動計算



自動入力

マイナポータル連携や
過去の申告データ
を利用して自動入力



自宅から

マイナンバーカード
とスマホでe-Tax!



さらに！e-Taxなら早期還付されます

相談はチャットボットや電話でもできます！

▶ チャットボットでの相談

※令和4年1月上旬公開予定



税務職員ふたば

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えます。

▶ お電話での相談

e-Taxの使い方
(操作方法等)

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
(全国一律市内通話料金)

0570-01-5901

申告書の作成に
当たってのご不明点等

所轄の税務署へお電話ください



国税庁 法人番号7000012050002

(裏面もご覧ください)

令和3年分（令和4年1月以降）からはさらに便利に！

ICカードリーダーダライタ無しでe-Tax！

パソコンの画面に表示された2次元バーコードをスマホ（マイナンバーカード読取対応）で読み取れば、マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信できます！

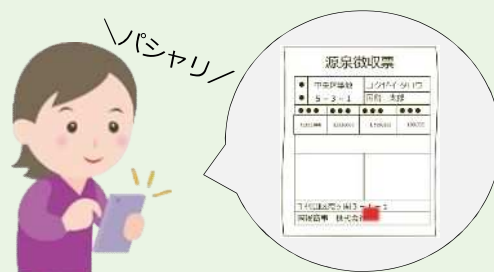
※ WindowsのMicrosoft Edge、Google Chrome、macOSのSafari、いずれにも対応。

ICカードリーダーダライタがなくてもOK



スマホのカメラで源泉徴収票を自動入力

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者情報などが自動で入力されます！



スマホ専用画面の対象範囲が拡大

スマホ専用画面の対象範囲 (NEW は令和4年1月から対応予定)

【対象所得】

- 給与所得
- 雑所得
- 一時所得
- 特定口座年間取引報告書 **NEW**
(上場株式等の譲渡所得等・配当所得等)
- 上場株式等の譲渡損失額（前年繰越分） **NEW**

【各種控除等】

- すべての所得控除
- 政党等寄附金特別控除
- 災害減免額
- 外国税額控除 **NEW**
- 予定納税額
- 本年分で差し引く繰越損失額

確定申告書の作成方法は動画でチェック！

確定申告書等作成コーナーを利用した入力方法などの動画をご案内しています

動画で見る確定申告



・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。
・Google Chromeの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。
・Windows、Microsoft Edgeの名称は、米国及び他の国々で登録された米国Microsoft Corporationの商標です。
・macOSの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。

ネットで e-Tax

かんたん・便利♪

スマートフォンから！

STEP 1 国税庁ホームページへアクセス

推奨ブラウザ

iPhoneの方 Androidの方



Safari



Google Chrome

確定申告



確定申告書等作成コーナー
にアクセス

確定申告書等作成コーナー



STEP 2 送信方法を選択

1 申告準備 → 2 → 3 → 4 → 5 → 6

申告内容に関する質問

Q 確定申告をする年は令和3年分ですか。

はい いいえ

Q 提出方法を選択してください。

※ マイナンバーカード方式を選択した場合のみ、マイナポータルから各種証明書を取得し、所得税の申告等に利用できます。詳細は以下のリンクからご確認ください。

> マイナポータルの利用について

e-Tax (マイナンバーカード方式) ?

e-Tax (ID・パスワード方式) ?

書面

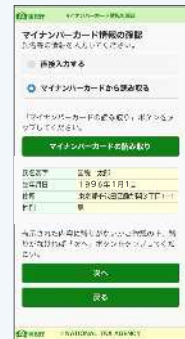
次へ

戻る

マイナンバーカード方式

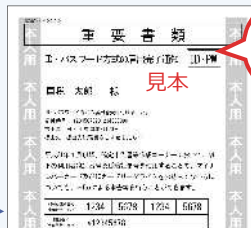


「マイナポータルアプリ」をインストールし、マイナンバーカードをスマホで読み取り



住所、氏名等の情報が表示されます

ID・パスワード方式



ID・PW
が目印



「ID・パスワード方式の届出完了通知」
をお持ちの方

e-TaxのID (利用者識別番号) と
パスワード (暗証番号) を入力

i 「ID・パスワード方式の届出完了通知」は税務署で発行しています

発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。平成30年1月以降、税務署や確定申告会場にお越しになられた方は、「ID・パスワード方式の届出完了通知」が申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。また、メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。



国税庁 法人番号7000012050002

STEP 3 金額などを入力

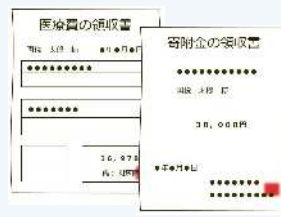
STEP 4 送信

収入の入力



給与所得の源泉徴収票
などを入力

控除の入力



医療費やふるさと納税の領
収証などを入力



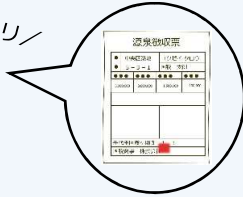
e-Taxで送信

NEW!!

スマホのカメラで自動入力！（給与所得の源泉徴収票）



♪パシャリ♪



カメラを起動して
源泉徴収票を撮影

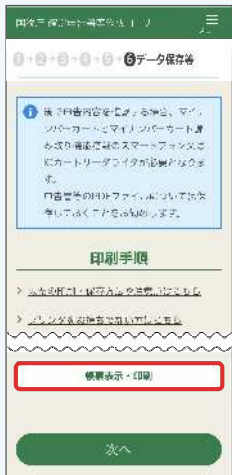


内容を確認



読取内容が自動入力

保存方法



「帳票表示・印刷」をタップ

iPhoneの方



「共有」ボタンをタップ



「ファイル」に保存」を選択

Androidの方



自動で端末内に申告書
データが保存される

保存データの確認方法

iPhoneの方



保存データは「ファイル」アプリから
確認することができます

- ・ご利用には別途通信料がかかります。
- ・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。
- ・iPhone、Safariの名称及びロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
- ・Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。

Androidの方



「Google Chrome」の
右上の「:」ボタンをタップ



「ダウンロード」メニューから
保存データを確認できます

自動入力対象が拡大 (注1、2、3)

ふるさと納税

株式の特定口座

住宅ローン控除関係

生命保険

地震保険

医療費 (注4)



令和3年分確定申告から
さらに広がる自動入力！

注1 自動入力するためには、裏面の事前設定が必要となります。

注2 自動入力可能な証明書等は発行元がマイナポータル連携に対応している必要があります。国税庁HPの「マイナポータル連携特設ページ」でご確認ください。

注3 令和3年分確定申告から、ふるさと納税及び地震保険もマイナポータル連携の対象になります。

注4 医療費について、令和3年分の確定申告では、令和3年9月～12月分の**医療費通知情報（保険診療分）**が令和4年2月上旬にマイナポータルから取得可能となる予定です（令和4年分以降は1年間を通じた医療費通知情報（保険診療分）が取得可能となる予定です。）。

マイナポータル連携
特設ページはこちら



今後、自動入力対象をさらに拡大していく予定です。

～マイナポータル連携を行う前の事前設定～

STEP 1 マイナンバーカードの取得

マイナンバーカードの取得申請はこちら



メリットいっぱい！マイナンバーカード

コンビニで
各種証明書が
取得できる

本人確認書類
になる！

健康保険証と
一体化予定
【令和3年10月～本格運用】

運転免許証と
一体化予定
【令和6年度末】

STEP 2 マイナポータルの開設

「マイナポータルサービス」にアクセス！

マイナポータルの開設はこちら



STEP 3 マイナポータルの「もっとつながる」設定

マイナポータルの「もっとつながる」メニューからマイナポータルとe-Tax (※1) 及び民間送達サービス(※2)をつなぎます。



マイナポータル「もっとつながる」メニュー画面



STEP 4 証明書等の発行元と民間送達サービスをつなぐ（連携）設定

- ① 証明書等の発行元（例：ふるさと納税のポータル事業者等）がマイナポータル連携に対応していること、どの民間送達サービスを利用しているか確認します。
- ② 発行元のサイトから民間送達サービスと連携するための手続を行います。
手続方法は上記STEP3の民間送達サービスから一連の流れで行えます（発行元が対応している場合）。
ご不明な場合は、発行元にお問い合わせください。

マイナポータル連携可能な証明書等発行元一覧はこちら



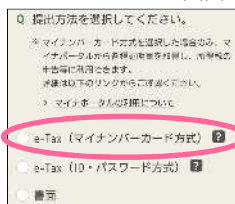
STEP 5 確定申告書等を作成

確定申告



確定申告書等作成コーナーへ

スマートフォン画面



パソコン画面



- ・各種設定には、マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン（又はICカードリーダー）が必要です。
- ・控除証明書等データがマイナポータル経由で取得可能となるには、STEP4の設定後、数日要する場合があります。
- ・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

国税庁ホームページでの所得税等の申告書作成・e-Tax がますます便利に！

令和3年分確定申告（令和4年1月上旬～）からマイナンバーカード
やスマートフォンを利用した申告がさらに便利になります！

国税庁ホームページの「[確定申告書等作成コーナー](#)」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税、消費税及び贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書等の作成・e-Taxによる送信（提出）・印刷ができます。

また、自動計算されるので計算誤りがありません。

以下は、**令和3年分確定申告（令和4年1月上旬～）**から確定申告書等作成コーナーでサービス開始予定の内容です。

マイナポータル連携による申告書の自動入力対象が拡大！

ふるさと納税、地震保険料及び医療費もマイナポータル連携の対象になります。

情報をまとめて取得して、申告書に自動入力することができます。詳しくは[こちら](#)(PDF/1,807KB)

マイナポータル連携なら

これまでは…

ふるさと納税をしたけど、
証明書の入力がめんどろ…



データ取得

自動反映

自動計算



※マイナポータル連携をご利用になるには、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマホ（又はICカードリーダー）が必要です。スマホをご利用できます。

※医療費について、令和3年分の確定申告では、令和3年9月～12月分の医療費通知情報（保険診療分）が令和4年2月上旬にマイナポータルから取得可能となる予定です（令和4年分以降は1年間を通じた医療費通知情報（保険診療分）が取得可能となる予定です。）。

マイナポータル連携の詳細については、[マイナポータル連携特設ページ](#)をご覧ください。

～パソコンで申告書を作成される方へ～
パソコンとスマホでe-Tax！（ICカードリーダライタは不要）

パソコンで申告書を作成される方も、スマホのアプリ（マイナポータルアプリ）でパソコン上に表示された2次元バーコード（QRコード）を読み取れば、ICカードリーダライタを使用せず、マイナンバーカード方式によるe-Tax送信ができるようになります。

また、この方法では、今までお問い合わせが多かったパソコンでの事前の設定（事前準備セットアップ）が不要となります。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの商標または商標登録です。

※マイナンバーカード読取対応のスマホが利用可能です。

<操作の流れ>



<利用推奨環境>

(申告内容を作成する端末の) OS・ブラウザの種類		e-Tax送信の方法			画面出力
		マイナンバーカード方式	ICカードリーダライタ	ID・パスワード方式	
Windows(パソコン)	Internet Explorer	×	○	○	○
	Microsoft Edge	○	○	○	○
	Firefox	×	×	○	○
	Google Chrome	○	○	○	○
Mac(パソコン)	Safari	○	○	○	○
Android(タブレット)	Google Chrome	○	-	○	○
iPadOS(タブレット)	Safari	○	-	○	○
Android(スマホ)	Google Chrome	○ (スマホでマイナンバーカードを読み取り)			○
iOS(スマホ)	Safari	○ (スマホでマイナンバーカードを読み取り)			○

(注) 2次元バーコードで送信する際に利用するスマホは、マイナンバーカード読取対応のスマホをご利用ください。

- マイナンバーカード方式とは
- ID・パスワード方式とは

スマホのカメラで「給与所得の源泉徴収票」を自動入力！

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影することで、その記載内容を直接入力しなくても、確定申告書等作成コーナーの該当項目に自動入力することができます。



スマホ申告の対象範囲が増えます！

特定口座年間取引報告書（上場株式等の譲渡所得等・配当所得等）、上場株式等の譲渡損失額（前年繰越分）及び外国税額控除がスマホの画面の大きさに適したレイアウトで表示され、入力しやすくなります。

スマホ申告の対象範囲

（**NEW** は令和3年分確定申告（令和4年1月上旬～）から対応予定）

【対象所得】

- 給与所得
- 雑所得
- 一時所得
- 特定口座年間取引報告書 **NEW**
(上場株式等の譲渡所得等・配当所得等)
- 上場株式等の譲渡損失額（前年繰越分） **NEW**

【各種控除等】

- すべての所得控除
- 政党等寄附金特別控除
- 災害減免額
- 外国税額控除 **NEW**
- 予定納税額
- 本年分で差し引く繰越損失額

e-Taxをさらに便利に！

①マイナポータル連携をする場合のマイナンバーカードの読取回数を削減します！



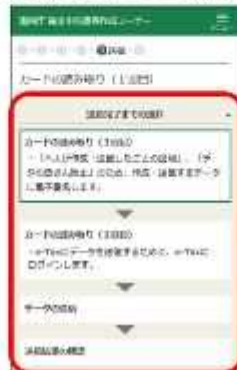
読取回数が
少なくなったよ！

②画面表示などを分かりやすくします！

ステップチャートを追加



e-Tax送信完了までの流れを追加



送信完了のメッセージを追加



参考情報

[申告書の作成・送信は国税庁ホームページから \(令和3年9月\) \(PDF/1,797KB\)](#)

[ネットでe-Taxスマートフォンから! \(令和3年9月\) \(PDF/4,180KB\)](#)

[確定申告×マイナポータル 令和3年分確定申告からさらに広がる自動入力! \(令和3年9月\) \(PDF/1,807KB\)](#)

[株式・配当の特定口座での取引を確定申告される方へ \(令和3年10月\) \(PDF/1,027KB\)](#)

【掲載場所】

国税庁ホームページでの申告書作成・e-Tax送信がますます便利に！

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r3_smart_shinkoku/index.htm

株式

配当

の特定口座での取引を確定申告される方へ



令和3年分からスマートフォンで申告ができます

確定申告

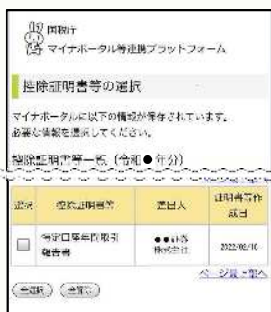
検索

「確定申告」で検索、または右の2次元バーコードから、確定申告書等作成コーナーにアクセス！



特定口座年間取引報告書の内容は次の方法で入力することができます

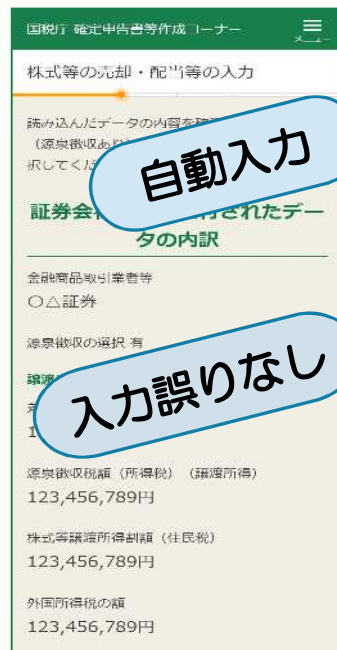
マイナポータル連携で取得したデータを利用する



取込

特定口座年間取引報告書のデータ取得画面

画面イメージ



自動入力

入力誤りなし

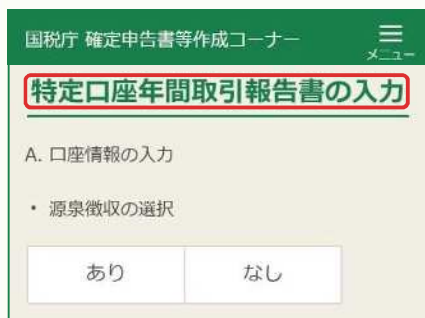
XMLデータを読み込む



証券会社から受領した特定口座年間取引報告書データ

読込

直接入力する



証券会社から受領した特定口座年間取引報告書

入力



・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

データの自動入力

マイナポータル連携

ご利用には、マイナンバーカードの取得及びマイナポータルアプリのダウンロードなどの事前準備が必要です。

マイナポータル連携※を利用することで「マイナポータル」から特定口座年間取引報告書の情報を取得することができ、その中から申告することを選択した特定口座の情報が**自動入力**されます。

なお、ご利用の証券会社がマイナポータル連携に対応している必要があります。詳しくは、国税庁ホームページの「マイナポータル連携可能な控除証明書等発行主体一覧」をご確認ください。

※ マイナポータル連携では、このほかに住宅ローン控除関係、生命保険、地震保険、ふるさと納税（令和4年1月～予定）、医療費（令和4年2月～予定）の情報も取得することができます。



「控除証明書等発行主体一覧」
はこちら



XMLデータの読み込み

証券会社から電子交付を受けた特定口座年間取引報告書（XMLデータ）を読み込むと、特定口座の情報が自動入力されます。

なお、電子交付の方法については取引先の証券会社にご確認ください。

スマホ専用画面の対象範囲

- 給与所得（会社員、アルバイトなど）
- 雑所得（年金、副業など）
- 一時所得（生命保険の満期金など）
- **株式譲渡所得・配当所得**

特定口座年間取引報告書

上場株式等の譲渡損失額（前年繰越分）

- ・特定口座**以外**の株式等の譲渡所得等、配当等及び事業所得、不動産所得など上記以外の所得がある方はスマホ専用画面をご利用になれません。
- ・上場株式等の譲渡に係る損失は、その損失が生じた年の翌年分以後3年間にわたり繰越控除できます。この場合、申告する所得がない年であっても、損失を翌年に繰り越すためには確定申告が必要です。

給与所得の方はもっと便利に

スマートフォンの
カメラで撮影し自動入力



♪パシヤリ♪



給与所得の源泉徴収票

e-Taxで送信

マイナンバーカードとスマートフォン（マイナンバーカード読取対応）をお持ちの方は、確定申告書をe-Taxで送信（提出）できます。

（マイナンバーカードをお持ちでない方も、暫定的な対応として税務署から発行を受けた「ID・パスワード」を利用して、e-Taxで送信（提出）できます。）



確定申告書の作成方法は動画でチェック

国税庁ホームページに動画を掲載しています。

動画で見る確定申告

検索



令和 3 年分確定申告における感染症対策について

令和 2 年分確定申告に引き続き、令和 3 年分確定申告についても、**確定申告会場への来場者の削減・分散を図る**などの対策により、申告相談を必要とする方々に安心して確定申告会場をご利用いただけるような環境整備を着実に進めてまいります。

1 確定申告期間中の来場者数の削減・分散

- 自宅等からの e-Tax 利用の更なる推進
- 期前を含めた早期の来場を呼びかけ
- 確定申告会場以外における説明会や相談会の実施

2 会場内の混雑緩和

- 会場レイアウトの大幅な見直しによりソーシャルディスタンスを確実に確保
- 外部会場の追加借り上げによる会場開設期間の拡大
- “入場時間を指定した整理券”を発行（LINE を通じたオンライン事前発行も可能）して入場者数をコントロール

3 確定申告会場における基本的な感染防止策の徹底

- 入場時に検温を実施し、37.5 度以上の発熱がある方や検温を拒否する方等については入場をお断りする
- こまめな消毒を実施
- 換気の徹底（定期的な換気状況の確認を含む）

確定申告会場への来場を検討されている方へ

感染リスク軽減のために「ご自宅からe-Tax」をご利用ください

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、**ご自宅から申告できるe-Tax**をぜひご利用ください（詳しくは裏面をご確認ください）。
- ✓ 申告のご相談は、ご自宅から**お電話やチャットボットでも可能**です。

確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

- ✓ 会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された**「入場整理券」が必要**です（作成済申告書の提出のみであれば不要です）。
- ✓ 入場整理券は**各会場**で**当日配付**しますが、**LINEを通じたオンライン事前発行**も可能です。オンライン事前発行の詳しい方法は裏面をご確認ください。
- ✓ 入場整理券の配付状況に応じて、**後日の来場をお願いする**場合があります。当日の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます。

確定申告会場における感染防止対策

確定申告会場にお越しになる方へのお願い

早期来場のお願い

- ✓ 本年は、感染症対策の一環として、早いところで、1月24日（月）から相談を受け付けています。来場して相談される場合は、早期の来場をお願いします。

入場時の検温

- ✓ 入場時に検温を実施しています。37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合、検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断したときには入場をお断りさせていただきます。
- ✓ 発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、後日あらためてご来場ください。

マスクの着用、手指消毒

- ✓ 会場ではマスクを常時着用していただき、会場入口等での手指消毒をお願いします。

少人数での来場

- ✓ 会場には、申告される方おひとりでお越しください。
※ 介助を要する等の理由で複数名でお越しになる場合においても、必要最小限の人数でお越しください。

税務署での対策のご紹介

- ✓ ソーシャルディスタンスを確保した会場レイアウトを採用しています。
- ✓ こまめな換気・消毒を実施し、会場内には手指消毒液を設置しています。
- ✓ 職員はマスク・フェイスシールドを着用して対応し、日々の体調管理も徹底しています。

スマホやパソコンでご自宅から申告ができます

STEP 1

「国税庁ホームページ」へアクセス

税務署に行く手間がかかりません

確定申告



確定申告期間中は**24時間いつでも**利用できます



スマートフォンやパソコンで
簡単に申告書が作成できます



確定申告書の
作成はこちらから

STEP 2

申告書を作成

画面の案内に沿って入力すれば、税額などが自動計算され、
簡単・便利に作成することができます

STEP 3

申告書を提出

国税庁ホームページからe-Taxで送信



印刷して郵送等で提出



プリンタをお持ちでなくても、コンビニ等のプリントサービス
(有料)を利用すれば、印刷できます。

e-Taxの送信方法は2通り

マイナンバーカード方式

- ① マイナンバーカード
- ② マイナンバーカード読取対応のスマートフォン又はICカードリーダライタ



又は

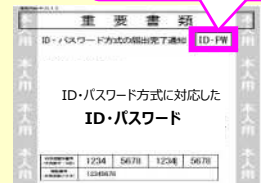


ID・PWが目印

ID・パスワード方式



- ① ID (利用者識別番号)
- ② パスワード (暗証番号)



確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、
申告書控と一緒に受け取った「ID・パスワード方式の届出完了通知」を
ご確認ください。

※ ID・パスワード方式はマイナンバーカード等が普及するまでの
暫定的な対応です。
マイナンバーカードの早期取得をお願いいたします。

入場整理券は国税庁のLINE公式アカウントからも取得できます

STEP 1

国税庁を「友だち追加」

国税庁
LINE公式アカウント



※ LINEのホーム画面で「国税庁」または「@kokuzei」と検索しても友だちに追加できます。

STEP 2

「相談を申し込む」を選択



STEP 3

税務署・希望日時を選択



STEP 4

申込完了→会場で提示



入場時には
この画面を
ご提示ください

STEP 1

LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加

STEP 2

「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択

STEP 3

税務署や来場希望日時を選択 (申込は来場希望日の10日前から可能)

STEP 4

内容を確認して「申込」をタップすれば完了、入場時に申込完了画面を提示すればOK

※ 入場整理券については、作成済みの申告書を提出する場合など、相談を必要としない方は取得していただく必要はありません。

※ LINE公式アカウントからの事前発行は、1月11日以降、順次サービスを開始する予定です。

令和3年中に入居した方の住宅ローン控除について

新型コロナウイルス感染症の影響等により低迷が続いている住宅投資を幅広い購買層に喚起するために、住宅ローン税額控除及び控除期間の3年間延長の特例の適用ができる期間を延長し、一定期間内に契約をして、令和4年末までに入居した場合には、住宅ローン税額控除及び控除期間の3年間延長の特例が適用されます。

	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
<p>【改正後】 経済対策として 控除期間13年間の 措置を延長 (コロナ法6の2①②)</p>	<p>(10月1日) 税率引上げ (10%)</p>	<p>注文住宅はR2年9月末までに契約 分譲住宅などはR2年11月末までに契約</p> <p>注文住宅はR2年10月から R3年9月末までに契約 分譲住宅などはR2年12月から R3年11月末までに契約</p> <p>面積要件 ⇒ 40㎡以上 ※40㎡～50㎡は所得1,000万円以下</p> <p>控除期間 13年</p> <p>R4年末までの入居</p>	<p>注文住宅はR2年9月末までに契約 分譲住宅などはR2年11月末までに契約</p> <p>面積要件 ⇒ 40㎡以上 ※40㎡～50㎡は所得1,000万円以下</p> <p>控除期間 13年</p> <p>R3年末までの入居</p>	<p>面積要件 ⇒ 50㎡以上</p>
<p>コロナ特例 ※コロナを踏まえた 上乗せ措置の弾力化 (コロナ法6④)</p>	<p>注文住宅は R2年9月末までに契約 分譲住宅などは R2年11月末までに契約</p>	<p>注文住宅は R2年9月末までに契約 分譲住宅などは R2年11月末までに契約</p> <p>R2年末までの入居</p> <p>控除期間 13年</p>	<p>R3年末までの入居</p> <p>控除期間 13年</p>	
<p>消費税率10%引上げ に伴う反動減対策の 上乗せ措置 ※控除期間13年間 (税法41⑤⑥、震災13の2③)</p>		<p>R2年末までの入居</p> <p>控除期間 13年</p>		
<p>住宅ローン控除 ※消費税率8%への引上 げ時に反動減対策として 拡充した措置 (税法41①②、震災13の2①)</p>	<p>平成26年4月入居～</p> <p>控除期間 10年</p>		<p>R3年末までの入居</p>	

令和3年中に入居した方の住宅ローン控除について

契約締結の期間	控除期間	追加で必要とされる添付書類
<p>家屋の新築 ～令和2年9月末まで</p> <p>家屋の購入又は増改築等 ～令和2年11月末まで</p>	<p>【新型コロナによる入居遅延】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・13年間 <p>【上記以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10年間 	<p>【新型コロナウイルスによる入居遅延の場合】</p> <p>① 建設業者等から交付を受けた以下の事項の記載がある書類で家屋を令和2年末までに居住の用に供することができなかったことを明らかにするもの(納税者本人が詳細を記載した書類も可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症等の影響により令和2年末までに工事の完了又は家屋の引渡しができなかった旨 ● 増改築工事をした年月日又は家屋の引渡しの年月日 <p>② 請負契約書、売買契約書等で契約の締結をした年月日を明らかにするもの</p>
<p>家屋の新築 ～令和3年9月末まで</p> <p>家屋の購入又は増改築等 ～令和3年11月末まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・13年間 ・合計所得金額1,000万円以下の者の床面積要件の緩和(50㎡以上→40㎡以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 請負契約書、売買契約書等で契約の締結をした年月日を明らかにするもの
<p>～令和3年末まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・10年間 	



- **副収入の申告漏れ**にご注意ください。
- 雑所得の区分が「**公的年金等**」・「**業務**」・「**その他**」とされました。

● **原稿料、講演料又はネットオークションやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引による所得**

(具体例)

① **衣服・雑貨・家電などの資産の売却による所得**

※ただし、生活に使用した資産の売却による所得は非課税（確定申告は不要）

② **自家用車などの貸付けによる所得**

③ **ベビーシッターや家庭教師などの副業による所得**

⇒ 「**業務**に係る**雑所得**」に該当

● **ビットコインをはじめとする暗号資産の売却等による所得**

⇒ 「**その他の雑所得**」に該当

● **競馬等のギャンブルから生じた所得**

⇒原則、「**一時所得**」に該当

※ 上記の所得を含め年末調整を受けた給与所得以外の所得が **20万円以下**の方は、**確定申告は不要**です。

医療費控除やふるさと納税（寄附金控除）などの適用を受ける場合は、20万円以下であっても確定申告が必要です。

その質問、 チャットボットに 相談してみませんか？



税務職員ふたば

所得税の確定申告

のご相談は

令和**4**年**1**月**11**日から

24時間利用可能

※メンテナンス期間を除きます。

国税庁 ふたば



国税庁 法人番号7000012050002



スマホでのご利用
はこちらから！

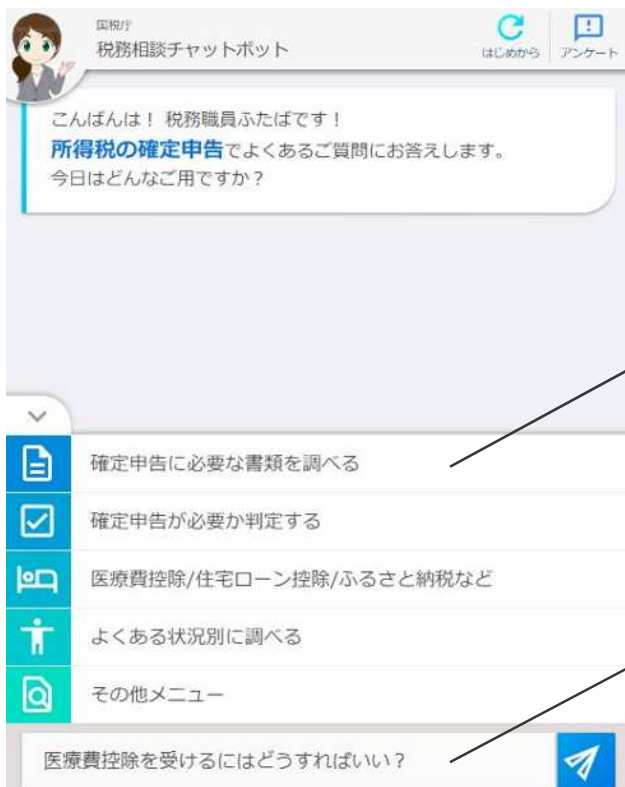
チャットボットによる税務相談

「医療費控除」や「寄附金控除」、「住宅ローン控除」など、所得税の確定申告について利用者からの問合せが多い質問のほか、配当の受取りや株式の売却による収入、パソコンやスマホで申告書を作成する際の準備や操作にも対応しています。

令和3年分からは、副業や不動産の譲渡をした場合の申告についてもお答えしています。

チャットボットとは

「チャット（会話）」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、質問したい内容をメニューから選択するか、自由に文字で入力すると、AI（人工知能）を活用して自動で回答するウェブサービスです。



質問のしかたは 2 通り

1 メニューから選択する

2 文字で入力する

広島国税局からのご案内



- 感染症リスクを軽減するため、ご自宅から申告できるe-Taxをご利用ください。
- 既に80%以上の方が、確定申告会場に来場せずに確定申告しています。
- 還付申告は1月4日から受付しています。

●令和3年分確定申告の受付期間

所得税等	令和4年2月16日(水)～令和4年3月15日(火)
個人事業者の消費税	令和4年1月4日(火)～令和4年3月31日(木)
贈与税	令和4年2月1日(火)～令和4年3月15日(火)

(注1) 本年は、感染症対策の一環として、早いところで、1月24日(月)から相談を受け付けています。詳しくは、次頁の「確定申告会場一覧」をご確認ください。

(注2) 所得税等の還付申告書は、上記の期間前でも提出することができます。

(注3) 署外会場を開設する署については、その開設期間中は税務署で申告相談を行っていません。

(注4) 税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、通常、相談・申告書の受付は行っておりません。一部の申告会場では、2月20日(日)と2月27日(日)に限り日曜日も相談・申告書の受付を行います。詳しくは、次頁の「確定申告会場一覧」をご確認ください。

●令和3年分確定申告に係る納期限・振替日

	納 期 限	振 替 日
所得税等	令和4年3月15日(火)	令和4年4月21日(木)
個人事業者の消費税	令和4年3月31日(木)	令和4年4月26日(火)
贈与税	令和4年3月15日(火)	

(注1) 納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかります。

(注2) 振替納税をご利用の方は、事前に預貯金残高をご確認ください。残高不足等で振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかりますので、ご注意ください。

確定申告会場一覧

都道府県	税務署名	確定申告会場	確定申告会場所在地	開設期間	閉庁日対応
鳥取県	鳥取	鳥取税務署	鳥取市富安2丁目89番地4 鳥取第1地方合同庁舎	1/24~2/4	
		鳥取市役所駅南庁舎 地下1階(第5会議室)	鳥取市富安2丁目138番地4	2/7~3/15	○
	米子	米子税務署 米子コンベンションセンター(ビッグシップ) 2階国際会議室	米子市東町124番16号 米子地方合同庁舎 米子市末広町294	1/24~2/10 2/16~3/15	
	倉吉	倉吉税務署	倉吉市上井587番1号	1/25~3/15	
島根県	松江	松江税務署 くにびきメッセ	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎 松江市学園南1丁目2番1号	1/24~2/10 2/16~3/15	○
	浜田	浜田税務署	浜田市殿町1177番地	2/1~3/15	
	出雲	出雲税務署	出雲市塩冶善行町13番地3 出雲地方合同庁舎	1/24~2/15	
		出雲市役所「くにびき大ホール」	出雲市今市町70番地	2/16~3/15	
	益田	益田税務署	益田市元町12番11号	1/25~3/15	
	石見大田	石見大田税務署	大田市大田町大田1289番地2	1/24~3/15	
	大東	大東税務署	雲南市大東町飯田86番7号	1/24~3/15	
西郷	西郷税務署	隠岐郡隠岐の島町城北町55番地 隠岐の島地方合同庁舎	2/16~3/15		
岡山県	岡山東	岡山東税務署	岡山市北区天神町3番23号	1/24~2/15	
		ママカリアフォーラム(岡山コンベンションセンター2階)	岡山市北区駅元町14番1号	2/16~3/15	○
	岡山西	岡山西税務署	岡山市北区伊福町4丁目5番38号	1/24~2/15	
		ママカリアフォーラム(岡山コンベンションセンター2階)	岡山市北区駅元町14番1号	2/16~3/15	○
	西大寺	西大寺税務署	岡山市東区西大寺中2丁目24番13号	1/24~3/15	
		ママカリアフォーラム(岡山コンベンションセンター2階)	岡山市北区駅元町14番1号	2/16~3/15	○
	瀬戸	瀬戸税務署	岡山市東区瀬戸町瀬戸70番地	1/24~3/15	
		ママカリアフォーラム(岡山コンベンションセンター2階)	岡山市北区駅元町14番1号	2/16~3/15	○
	児島	児島税務署	倉敷市児島小川115丁目1番66号	1/24~3/15	
	倉敷	イオンモール倉敷専門店2F イオンホール	倉敷市水江1番地	1/24~3/15	
	玉島	玉島税務署	倉敷市玉島阿賀崎2丁目1番50号	2/1~3/15	
	津山	津山税務署	津山市田町67番地	2/1~3/15	
	玉野	玉野税務署	玉野市宇野2丁目4番12号	1/24~3/15	
	笠岡	笠岡税務署	笠岡市五番町5番48	1/24~3/15	
	高梁	高梁税務署	高梁市向町13番地	1/24~3/15	
	新見	新見税務署	新見市新見721番1号	2/1~3/15	
久世	久世税務署	真庭市鍋屋8番地1	2/1~3/15		
広島県	広島東	広島東税務署	広島市中区上八丁堀3番19号	1/24~2/15	
		「NTTクレドホール」基町クレド・パセーラ11階	広島市中区基町6番78号広島県庁前	2/16~3/15	○
	広島南	広島南税務署	広島市南区宇品東6丁目1番72号	1/24~2/15	
		「NTTクレドホール」基町クレド・パセーラ11階	広島市中区基町6番78号広島県庁前	2/16~3/15	○
	広島西	広島西税務署	広島市西区観音新町1丁目17番3号	1/24~2/15	
		「NTTクレドホール」基町クレド・パセーラ11階	広島市中区基町6番78号広島県庁前	2/16~3/15	○
	広島北	広島北税務署	広島市安佐北区亀山2丁目25番10号	1/24~2/15	
		「NTTクレドホール」基町クレド・パセーラ11階	広島市中区基町6番78号広島県庁前	2/16~3/15	○
	呉	呉税務署	呉市中央3丁目9番15号 呉地方合同庁舎	1/24~3/15	
	竹原	竹原税務署	竹原市中央3丁目2番12号	1/31~3/15	
	三原	三原税務署	三原市宮沖2丁目12番1号	2/1~3/15	
	尾道	尾道税務署	尾道市古浜町27番18号	1/27~3/15	
	福山	福山税務署	福山市三吉町4丁目4番8号	1/24~2/15	
		福山市生涯学習プラザ(まなびの館 ローズコム)	福山市霞町1丁目10番1号	2/16~3/15	
	府中	府中税務署	府中市鶴岡町555番地40	2/1~2/15	
		府中市文化センター2階(多目的ホール)	府中市府川町70番地	2/16~3/15	
	三次	三次税務署	三次市十日市東1丁目13番5号	2/1~3/15	
	庄原	庄原税務署	庄原市三日月町667番地5	2/1~3/15	
	西条	西条税務署	東広島市西条昭和町16番8号	2/1~3/15	
		廿日市税務署	廿日市新宮1丁目15番40号 廿日市地方合同庁舎	1/25~3/15	
廿日市	「NTTクレドホール」基町クレド・パセーラ11階	広島市中区基町6番78号広島県庁前	2/16~3/15		
	海田税務署	安芸郡海田町大正町1番13号	1/24~3/15		
吉田	「NTTクレドホール」基町クレド・パセーラ11階	広島市中区基町6番78号広島県庁前	2/16~3/15		
	吉田税務署	安芸高田市吉田町吉田3604番地1	1/24~3/15		
山口県	下関	下関税務署	下関市竹崎町4丁目6番1号	1/24~2/10	
		海峡メッセ下関	下関市豊前田町3丁目3番1号	2/16~3/15	
	宇部	宇部税務署	宇部市常盤町1丁目8番22号	1/24~3/15	
	山口	山口税務署	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎1号館	1/24~2/15	
		中市コミュニティホール(Nac)1階	山口市中市町3番13号	2/16~3/15	○
	萩	萩税務署	萩市唐樋町3番7号	1/24~3/15	
	徳山	徳山税務署	周南市今宿町2丁目35番地	1/24~3/15	
	防府	防府税務署	防府市緑町1丁目2番12号	1/24~3/15	
	岩国	岩国税務署	岩国市麻里布町7丁目9番37号	1/24~3/15	
	光	光税務署	光市虹ヶ浜3丁目10番1号	1/24~3/15	
	長門	長門税務署	長門市東深川964番地1	1/24~3/15	
	柳井	柳井税務署	柳井市柳井3745番地1	1/24~3/15	
	厚狭	厚狭税務署	山陽小野田市大字鴨庄111番地1	1/24~3/15	

キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、**金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない**、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

1>> ダイレクト納付



こんな方におススメ!

e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続をされている方

さらに詳しい情報は
こちら



ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

納付方法

パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。

事前手続

e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。



2>> 振替納税



こんな方におススメ!

申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要がある方

さらに詳しい情報は
こちら



振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

納付方法

預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。

事前手続

初回のみ振替依頼書の提出が必要です。
※ e-Taxによる提出が可能です。



3>> インターネットバンキング等



さらに詳しい情報は
こちら



納付方法

インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。

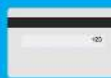
事前手続

インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ペイジー (<https://www.pay-easy.jp/>)」でご確認ください。



4>> クレジットカード納付



さらに詳しい情報は
こちら



納付方法

「国税クレジットカードお支払サイト (<https://kokuzei.noufu.jp/>)」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は国の収入になるものではありません)。

振替納税、ダイレクト納付の申込みが オンライン(e-Tax)でできます！(注)個人の方に限ります。

国税の振替納税、ダイレクト納付を利用する場合には、事前に税務署又は金融機関に書面で依頼書を提出する必要がありましたが、令和3年1月からオンライン(e-Tax)で提出できます。

振替納税、ダイレクト納付の申込みの手順

- STEP 01 e-Taxにログイン**
(1) e-Taxを初めて利用される方は、e-Taxの利用開始届出書をオンラインで提出してください(利用者識別番号が即時発行されます。)
- STEP 02 振替口座の情報を入力**
(1) e-Taxでご自身の氏名、住所、税務署名及び口座名義を入力します。
(2) ご利用の金融機関を選択し、金融機関のサイトで必要な情報を入力します。
- STEP 03 「提出」ボタンを押して送信**
(1) 送信する前に、画面に表示された情報を確認してください。
(2) 受信通知がメッセージボックスに格納されますので、必ずご確認ください。



手順が少なく
簡単ね!



振替納税、ダイレクト納付のオンライン申込みのメリット

- ・金融機関又は税務署に**書面での提出が不要!**
- ・振替依頼書又はダイレクト納付利用届出書の**記載が不要!**
- ・金融機関届出印の**押印が不要!**
- ・**電子証明書が不要!**



事前に準備するものが
少なく便利だね!

利用できる金融機関

オンライン提出が利用できる金融機関については、国税庁ホームページにある「**オンライン提出利用可能金融機関一覧(振替納税)**」「**オンライン提出利用可能金融機関一覧(ダイレクト納付)**」をご確認ください。

オンライン提出利用可能
金融機関一覧(振替納税)



オンライン提出利用可能金融
機関一覧(ダイレクト納付)



法人の方はこちらをご覧ください。

法人の方がダイレクト納付の申込みをする場合には、書面で提出する必要がありますので、「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」(p3)をご利用ください。なお、記載要領については、国税庁ホームページ内「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。

ダイレクト納付の手続



電子納税届出書記載要領



切り取り線で
切りはなして
提出してください



法人番号

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

令和 年 月 日提出

税務署長 へ

氏名 (法人名及び代表者氏名)

私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたいので届け出ます。

なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式)手続の実行をできるよう、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

1 指定預貯金口座

住所 (所在地)	(〒 -) 電話 ()				(金融機関お届け印)			
	(申告納税地)							
氏名 (法人名及び 代表者氏名)	(フリガナ)				印影が不鮮明な場合には、 こちらにも押印してください。			
指定金融機関	銀行・信用金庫 労働金庫・農協 信用組合・漁協						本店・支店 本所・支所 出張所	
預金種別	1 普通	2 当座	3 納税準備	口座番号 (ゆうちょ銀行以外)				
ゆうちょ銀行	記号番号			-				

2 振替日時:納付情報送付日時

3 利用開始日:ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

税務署整理欄	(不備事由)				約 定			
	1 金融機関番号エラー	4 口座情報不完全	一 国税庁の電子情報処理組織を使用して私(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。 二 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。 三 指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。 四 この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。 五 この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。 六 この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。					
	2 整理番号等未登録	5 その他						
	3 重複入力							
	入 力	訂 正 入 力					送 付	登 録
金融機関番号								
整理番号								

金融機関整理欄	(不備返却事由)				受 付 印 印 鑑 照 合 検 印			
	A 印鑑相違	F 住所相違	(口座識別番号) (認証番号)					
	B 印鑑不鮮明	G 支店名相違						
	C 口座番号相違	H その他						
	D 口座該当なし							
E 名義人相違 (備考)								

納付手続の特徴一覧

納付手段	便利に利用できる方	納付手続に必要なもの	利用可能税目	利用可能金額
ダイレクト納付	<ul style="list-style-type: none"> e-Taxで申告をされている方 源泉所得税の毎月納付など、頻繁に納付手続をされる方 日付を指定して納付されたい方 	<ul style="list-style-type: none"> e-Tax利用開始届出書の提出 ダイレクト納付利用届出書の提出 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての税目 <small>※納付手続方法により利用できない税目あり</small>	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関により異なる
振替納税	<ul style="list-style-type: none"> 申告所得税や消費税（個人）の確定申告書を毎年提出する必要のある方 	<ul style="list-style-type: none"> 振替依頼書の提出 	<ul style="list-style-type: none"> 申告所得税 消費税（個人） 	<ul style="list-style-type: none"> 制限なし
インターネットバンキング等	<ul style="list-style-type: none"> e-Taxで申告をされている方 インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用されている方 	<ul style="list-style-type: none"> e-Tax利用開始届出書の提出 インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての税目 <small>※納付手続方法により利用できない税目あり</small>	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関により異なる
クレジットカード納付	<ul style="list-style-type: none"> クレジットカードを利用されている方 インターネットに接続できるPC・スマホ等をお持ちの方 	<ul style="list-style-type: none"> クレジットカード <small>※納付税額に応じた決済手数料あり</small>	<ul style="list-style-type: none"> 全ての税目 <small>※印紙を貼りつけて納付する場合等、利用できない税目あり</small>	<ul style="list-style-type: none"> 1,000万円未満かつカード利用可能範囲内

地方税より納付方法のご案内

- 『地方税共通納税システム』から、次の税金が利用できます。
 ①法人都道府県民税 ②法人事業税 ③地方法人特別税 ④法人市町村民税 ⑤事業所税 ⑥個人住民税（特別徴収分、退職所得分）。
 詳しくはeLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。

※国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ手続が必要となります。
 なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

金融機関に行かなくても
 自宅で国税と地方税の
 納付ができるね



利用可能時間



電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）24時間

（注）休祝日の翌稼働日は8時30分から利用開始となります。

毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。



e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックス

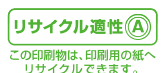
検索



利用開始の手続き、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）に関する最新の情報については、e-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時（土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）です。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和3年9月